

第7回

岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会

日 時 令和3年2月19日（金）

18:00～19:00

場 所 岩手県庁 12階特別会議室

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症のまん延期における検査方針について
- (3) その他

4 閉 会

岩手県保健福祉部医療政策室

岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会 委員名簿

令和2年2月7日

氏 名	所 属
小瀬川 玄	岩手県医師会 常任理事 (感染症対策委員会 委員長)
○ 櫻井 滋	岩手医科大学附属病院 感染制御部 部長 (いわて感染制御チーム副統括)
中館 俊英	盛岡市立病院 呼吸器内科長 (第一種感染症指定医療機関)
田名場 善明	岩手県保健所長会 (岩手県県央保健所長)
梅原 格	盛岡市保健所 保健予防課長 (積極的疫学調査の実施者)
高橋 知子	環境保健研究センター 保健科学部長 (病原体検査の実施者)

○ 委員長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会 事務局

所 属	職	氏 名
保健福祉部	医療政策室長兼 総括新型コロナウイルス感染症 対策監	工藤 啓一郎
保健福祉部	医療政策室 技術主幹兼感染症担当課長	三浦 節夫
保健福祉部	医療政策室 主任主査	佐々木 達也
保健福祉部	医療政策室 主任主査	松館 宏樹
保健福祉部	医療政策室 主査	阿部 太樹

岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県感染症対策委員会設置要綱第6第3項に基づき、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2 新型コロナウイルス感染症対策に係る本県の施策を総合的に推進するため、岩手県感染症対策委員会設置要綱第6の規定により、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3 委員会の所掌事項は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に関するについての審議等とする。

(組織)

第4 委員会は、岩手県感染症対策委員会設置要綱第6第2項に基づき、知事が委嘱する委員6名をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他委員長が必要と認めた者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、保健福祉部医療政策室に置く。

(補足)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、令和2年2月7日から施行する。